

パターン②：主に年金収入のみの世帯の場合

- ・世帯構成：世帯主（65歳以上）
世帯員1名（65歳以上）
- ・所得割対象所得：0万円

区分	所得割	均等割	平均割	合計
医療分	0万円×8.48% =0円	29,300円×2人×7割軽減 =17,580円	28,800円×2割軽減 =23,040円	26,200円
後期分	0万円×2.38% =0円	8,700円×2人×7割軽減 =5,220円	8,600円×2割軽減 =2,580円	7,800円
介護分				
子ども分	0万円×0.29% =0円	1,100円×2人×7割軽減 =660円	1,000円×7割軽減 =300円	900円
※65歳以上からは介護保険料が賦課されるため国民健康保険税では介護分はかかりません			合計	34,900円
			1期あたり	約3,800円

後期高齢者医療保険料

子ども分の料率については22ページの後期高齢者医療制度のお知らせをご覧ください。

～実際の計算方法の例～

- ・世帯構成：世帯の後期高齢者医療保険被保険者 2名
- ・所得割対象所得：100万円（軽減判定所得：143万円）

区分	所得割	均等割	合計
医療分	100万円×11.61%=116,100円	59,963円×2割軽減 =47,970円	164,000円
子ども分	100万円×0.28%=2,800円	1,364円×2割軽減 =1,091円	3,800円
※区分ごとにそれぞれ合計した金額から100円未満切り捨てられます		合計	167,800円
※軽減判定所得は被保険者の人数や収入の状況によって変わる可能性があります		1期あたり	約18,600円

そのほか保険税(料)の計算方法などについてご不明な点などがございましたら、次のお問い合わせ先までご連絡ください

お問い合わせ先 ◆国保・後期高齢者保険に関すること（福祉課 ☎47-4682）
◆国保税に関すること（町民課（税務部門）☎47-4683）
◆子ども・子育て支援金制度コールセンター（こども家庭庁）
☎0120-303-272（9時～18時） ※日曜・祝日を除く